

2002年12月18日

「雇用保険制度の見直しについて」に係る意見書

労働者代表委員

久保 直幸

栗田 博

豊島 栄三郎

中村 善雄

三木 茂

渡辺 京子

今後の雇用失業の動向及び雇用保険制度を取り巻く構造的変化にかんがみれば、今後ますますセイフティネットとしての雇用保険制度の役割が重要となり、制度の安定維持を図ることが極めて重要である。

今後厳しい雇用動向が続くことを前提とせざるをえない以上、雇用保険制度がその役割を果たしていくためには、まず給付について中期的安定及び勤労者の信頼性を確保した上で、必要な財源について基本的には保険料率により対応していくことが制度として必要である。同時に政府においても、経済対策、雇用対策に万全を期し失業の抑制・軽減を行うとともに、とりわけ現在の危機的状況においては労使にのみに頼る給付削減や保険料率引き上げではなく自ら積極的に一般財源による財政負担をはじめ、雇用保険制度の維持安定に責任を果たしていくことが重要である。

上記の基本的考え方から、以下の諸点について意見を提出する。

1. 雇用保険給付の削減は行うべきでない

雇用保険制度は、そのセイフティネットとしての性格から、雇用状況の厳しいときほどその真価が発揮されるものである。厳しい財政状況は理解できるが、今回の見直しは前回の大幅削減から数年ならずして行われるものであり、今後の雇用状況の見通しと給付の動向について勤労者が多大の不安を抱いていることを十分に認識して中期的な対応を図るべきである。財政バランスを理由に安易な給付の削減を繰り返すことは厳に慎むべきであり、制度の信頼性を維持することが極めて重要であるので、削減は行うべきでない。

2. 給付率の引下げ及び高年齢雇用継続給付の見直しは行うべきでなく、一般財源の投入を行ってでも現行の給付水準を維持すべきである

今回給付見直しの提案については、雇用保険制度を取り巻く状況の変化への対応や制度がおかかれている厳しい状況での給付内容のバランスからしてやむをえないもの、評価すべ

きものもあるが、給付率及び上限の引下げ、高年齢雇用継続給付の見直しについては、それがセイフティネットとしての雇用保険制度の意義を著しく損なうことや我が国の高齢化の進展と年金支給開始年齢の引上げに対応する中期的な雇用政策に逆行する点で、行うべきでない。

特に給付率等の引下げについては、①現在の厳しい雇用状況の下、再就職準備の時間的余裕のない倒産・解雇等の理由による失業が急増しており、そのような失業者の失業直後からの生活安定を直撃すること、②急増する中高年の非自発的失業者の再就職は年齢制限の壁もあり極度に容易でなく失業が長期化する動向にある一方、世帯生計の主たる担い手であった者が多く、その生活問題に直結すること、など極めて問題が大きく断じて認めることはできない。

高年齢雇用継続給付の削減についても、2004年の厚生年金支給開始年齢の62歳引上げが間近に迫りつつあるもとで定年年齢の引上げや希望者全員を対象とする継続雇用制度の普及が極めて重要となる中、当該制度を利用しつつ取組みを進めている労使の動きに棹差すものである。これに代わる具体的高齢雇用促進政策も示されることなく、雇用保険制度の枠内だけの観点から削減することには問題がある。

これらについては、一般財源の投入を行ってでも現行の給付水準を維持すべきである。

3. 雇用継続給付及び雇用保険三事業の見直しについては、その性格が失業の抑制や円滑な再就職の促進に資することで、本体給付の負担を緩和するため制度の中にとり入れられたものであり、財政的観点から安易に削減するのでなく、その機能が十全に發揮されるよう機能強化の視点で今後検討していくべきである。また、雇用政策全体の中でトータルとして考えるべきもので、雇用保険だけの観点から論じられるものでないことにも十分留意すべきである。

以上